

## 學界展望

### 東洋史學界の動向

一九四九年一月より現在に至迄の東洋史學界を回顧して我々がそこに顯著な動向として認めねばならないのは、これ迄稱もすると特殊な社會發展の法則によつて貫かれた特殊な世界として考察せられてきた東洋社會を、世界史の發展の一環として捉え、世界史の基本法則に準據して理解しようとする試みである。

それは、舊中國を否定して成立した民國革命以來、最近の中華人民共和國の成立、更に今後に行わらるべき幾多の改革をも含めて、一連の聯關の下に理解せられねばならない中國に於ける著しい歴史の展開が、當然世界史の規模に於て、世界史の發展の一環として考察されるべきことと緊密に結びついていることは言ひ迄もない。そしてこの方向に沿つて社會經濟史の觀點に立つ諸研究が、從來のよりな

方法論の紹介に止らず、漸く實證の段階に進んで來たことが認められねばならない。

歴史學研究會の大會報告が、「世界史の基本法則」と題して刊行された。原始社會・古代社會・封建社會及び資本主義社會の夫々の社會に於ける基本的矛盾がどのよりに世界史發展の爲の否定的契機として絶えずその發展を促してきたか論ぜられ、報告に續いて行われた討論が附記されている。この内、東洋史に關して多少觸れられたものは、原始社會及び古代社會を扱われた松本新八郎氏の報告である。松本氏は、氏族共同體より古代國家に、更に古代國家より世界帝國に展開する過程を取扱ひ、生産力の發展に伴つて共同體内部に生じた君主・貴族などの支配階級と一般共同體成員との身分的・經濟的な分化によつて共同體が分解する場合に、その分解の仕方

如何によつて、西洋の古代國家と東洋の古代國家の差違が生じ、それは更に古代國家より世界帝國への發展に於いても、更に強く西洋的社會と東洋史社會の相違を性格づけるとされる。即ち、共同體内部の階級分化によつて成長した君主・貴族などは、血縁的な氏族共同體の分解によつて生ずる没落した個々の共同體成員をその權力機構によつて自己に隷屬せしめ、共同體の所有地内にあつてこれ等成員が嘗て占有した占有地を吸収して自己の所有地となし、更に共同體成員の一部を引上げて之に位階や官職を與えて官僚とし、又自由民としての舊共同體成員を軍隊に編成して自己の權力に奉仕せしめる。そして斯くの如くにして他の共同體を征服することによつて成立した古代國家が更に世界帝國に發展する過程に於いて、血縁的な共同體が克服せられ共同體の共有地が收奪せられて國家的土地所有に移され、古代の奴隸制社會が完成する。そして西洋の場合には、奴隸制の發達と大土地所有の普遍化によつて、既に古代國家の段階に於いて血縁共同體の關係が破壊されており、従つて、本地に於ける奴隸經濟が限度以

上に發展して、古代國家の據つて立つ基盤としての村落共同體、共同體より分離した自由民が流亡の危機に至ると、この内部的な矛盾を解決する爲に、自由民によつて編成された軍隊によつて、植民地の獲得に乗出し、所謂古代帝國主義が遂行される。その結果、擴大再生産せられた植民地に於ける奴隸制は、これ等周邊地の共同體的な關係を破壊し、本國より移植せられた自己經營を行ふ奴隸管理人によつて地方分散的に行われ、これ等植民地は奴隸及び原料の供給地として、殆んど民族の形成を許さない。

之に反して、同じく共同體からの土地收奪によつて國家的土地所有を實現した東洋に於いては、共同體の分解が不完全であつて、部曲や部民制のような共同體そのものが、奴隸的隷屬の對象となつたり、古代國家は、奴隸所有者としての嘗ての族長の連合體として成立するに過ぎず、従つて支配階級は、西洋の場合のように直接にしかも個別的にその財産としての奴隸經濟を支配するのでなく、彼等が所屬する官僚機構を過じて之を私に收奪し得たのである。従つて巨大な官僚機構の力に

よつて、共同體的關係の下にある自由民を、西洋の自由民とは比較にならない激しい奴隸的收奪の下に置く。そして共同體の未分解は、奴隸經濟の發展を阻害し、國內に於ける共同體の農民及び没落する自由農民を奴隸に補充する範圍に止り、首都を遠く離れた地域に互つてその大土地所有を發展させる方向をとり、従つて直接經營ではなく、最初から、奴隸を土地に定着させ（土着奴隸）、又は經營の周邊に存在する共同體の農民や自由農民を貸借關係を通じて屬せしめ（賃租奴隸）たのであつて、斯かる分散した大土地所有を

支配する爲には、國家的土地所有の體制が極めて有效であり、又それを支配する爲に、支配階級を官職によつて配置した中央集權的官僚體制が役立つ。斯くの如く、奴隸所有者としての貴族が連合し、その官僚制によつて國家的土地所有を實現し得る範圍に奴隸經濟が限られてゐる點よりして、西洋の場合のように古代帝國主義によつて奴隸及び原料の供給地としての植民地を周邊に求めることなく、征服せられた周邊の民族は、貢納關係を通じて從屬し、部族としての独自の秩序を一應保

證される。

そして、皇帝によつて代表される古代貴族・官僚制が國家經濟を維持する爲に行ふ收奪と、奴隸所有者としての個々の大土地所有者による土地を求めての爭奪によつて、農村は荒廢し、古代國家はその分解を早め、その内に農奴制及び封建制度が芽生えてくる。農奴制は、奴隸制大經營の發展に伴ひその周邊の村落共同體、及び自由農民經濟の分解の結果生れた各種の隷屬的な小農民を基盤としており、これ等農奴に成長する半自由民に貢租の納入を條件として土地を貸與し前封建的な關係をつくり出した在地の中小土地所有者は、國家の收奪と解放を求める農民の壓迫を避けて、その土地を貴族又は寺院に寄進し、自ら中間收奪者として莊園内に地位を獲得し、これ等の莊園を地盤にした封建領主は、弱まりつゝある中央集權的な古代國家に對して、地方分權的な封建國家を形成する。

しかしながら、東洋に於ける古代國家は、アジアの村落共同體を基礎にして構築された國家的土地所有（即ち、中國の均田制・日本の班田制）を物質的支柱とし、強大な中央集

體的官僚機構を有することによつて、大土地所有者としての貴族・寺社等は、中央の官僚機構の一員に編み込まれることによつて始めて莊園領主としての地位を保持し得るのであつて、假令地方に封建的勢力が成長しても、その内に家父長的な血縁關係が強く残つており、領主と隸屬民の關係も半奴隸制的人身の直接的收奪を内容とするから、從屬關係によつて彼等を結集し、古代國家に代る封建國家を形成し得ない。

以上、松本新八郎氏の報告の概要を煩を厭わず紹介したが、氏はもとより東洋史の專攻者ではなく、且つ、本講演の趣旨が世界史發展の基本法則を規定せんとしたものであつて、個々の考證を重視したものでなく、又東洋史の研究の成果そのものが、西洋史・日本史と並んで比較的に利用せられる段階に至つていないことが主因であるが、松本氏の報告を以てして、なお、東洋の古代史が世界史の内に於て占める地位が依然具體的に理解出来ない。その具體的な考證は更に今後に残されている。しかし、この一編には東洋古代史及び中世史の根本命題が提起せられており、

且つ、一つの見通しが假設として與えられている點に、意味が認められねばならない。即ち、アジア的社會の停滞性を齎すものとして普通言われるアジア的共同體の問題、之と相即の關係にある東洋に於ける奴隸制の問題、共同體の分解によつて没落する自由農民が有力な家父長制家族の下に隸屬したものととして理解される中國の佃戸の問題、之と相即の關係にある東洋に於ける封建制の問題などである。

共同體の問題は、最初、印度・近東の社會の研究に於いて歐人に注意せられ、同じアールヤ民族によつて形成せられた歐洲各國に於ける莊園組織の内にその遺制を見んとし、更に溯つて原始ゲルマン民族社會の内に之を求めたことは、周知の如くである。しかも、共同體なる概念は、歐人自身によつても常に必ずしも嚴密な具體的内容をもつた概念として使用せられておらず、氏族共同體の在否に關する二世紀の永きに亙る論争も尙お結論を得ず、社會經濟史・法制史の難問であること言を俟たない。故に、之を以てアジア社會的停滞性の據所とする爲には、先ずその具體的

な内容を規定せねばならぬ。戦後日本史に於ける古代史研究の著しい成果に伴つて共同體の分析が行われ、氏族共同體より世帯共同體、更に古代家族への分解が説かれ、更にそれら共同體の再編成の過程を通して、古代國家より封建社會への發展が考察されており、松本氏の本論もこの線に沿つたものであるが、直ちにその概念規定を安易に東洋社會全般に適用するには尙お充分の検討を要すると思われる。

且つ共同體自身も絶えず發展し、自己を再生産しているのであるから、この概念によつて表わされる内容も時代の推移と共に變化すること語り迄もない。ゾイノグラドフは、現代印度の村落共同體の内に、古代原始共產體の遺制求め、時として最も古い形と看做される *Vamihari* 型を取り上げ、それは租税及び賦役に對する共同責任を負つているといふ點で、中央の權力によつて固有の共同體が上から再編成せられ、賦課徴收の組織として利用されたもので、後期ロシアのミール共同體と同性質のものであると看做してゐる (*Vinogradoff, Historical Jurisprudence, Vol.*

(I. p. 323) のはその一例である。松本氏の報告に關する討論の部で、藤間生大氏は、共同體の再生産について論ぜられている。

次に、共同體の問題と相即關係にある奴隸制の問題も、その概念の表す内容が極めて曖昧であつて、古典的奴隸制に關する論争は周知の通りである。西洋古典的奴隸制に對して東洋社會のそれが一般に家内奴隸的であるといわれ、又共同體及びその成員が、其儘の形で國家の主權者に奴隸的狀態で隷屬せしめられている關係から、總體的奴隸制と呼ばれているが、その具體的な内容は必ずしも明かにされていないこと亦自明のことである。

東洋社會に何故西洋古代に見られるような奴隸制が現われなかつたかについて、松本氏は共同體の分解の完全に行われなかつたことに求められている。しかし、先ず奴隸制が問題となり、その發生に溯つて共同體が想定せられたのであるから、アジア的共同體の具體的な内容が把握されない以上、その分解の程度の如何を問はずそこに生れる奴隸制の具體的な性格性も矢張り明確でない。

藁に、石母田正氏は、加藤繁博士及び周藤

吉之氏の唐宋時代の大地所有に關する諸研究の成果を利用し、宋代の直接生産者である佃戸と地主の直接的な生産關係が具體的にどのようであつたかを檢討し、佃戸は身分的には自由民でありながら、實際には土地と切離して質入れ、質賣せられ、一應獨立の經營主體でありながら、牛・農具・種子はもとより糧食すら地主よりの供給にまち、收穫と共に元利を回收せられる債務奴隸に異らぬもの、及び住宅を興えられ集團的に居住せしめられたものもあり、地主の意志によつて自由に土地より追放せられ、小作料は通常五割、時には六・七割に達するものもある上に、重い徭役勞働を負担した、等の理由により、實現的には奴隸の形態に近いことを認め、他方奴婢であつて獨立の經營をもち、主人の家と離れて自己の家を持ち、家族を形成し、主人より糧食の貸與をうけて、秋收とともにその元利を返済する所謂佃僕のような奴隸の佃戸の形態のものがあり、奴隸と佃戸とは切離し得ないのみでなく、相互に轉化し合ふ關係にあることを述べられた。そして、このような型の奴隸は、決して東洋の農業社會の特殊性によ

つて形成せられたものでなく、奴隸制の一定段階に於いて法則的に發生する型であることは、ローマのコロヌス乃至之に類似する形態の奴隸の存在によつて知られ、奴隸制のかゝる形態と段階は、集約的・團圓的農業を基礎とする東洋社會に於いては、寧ろ奴隸制の最も一般的な存在形態であるとされた(「日本史入門」所收)

このように、東洋古代社會の社會構成を、世界史の共通の法則に當蔽めて解明しようとする日本史の古代史家の側よりの大きな刺戟もあつて、西嶋定生氏及び周藤吉之氏の、夫々中國漢代の共同體及び宋代の佃戸判の研究が相繼いで發表せられた。

西嶋定生氏は、「中國古代帝國形成の一考察」(歴史學研究)を發表し、血縁團體を中心として、布衣より身を興した漢の高祖の勢力結集の初期に於いてその基幹的要素となり、しかもその後、漢初の廷臣の幹部となつた功臣達の多くが、布衣・賤民の出身であつたというばかりでなく、彼等が高祖の結集した集團に、中涓・舍人・卒のような、主家に對して酒掃雜役を奉仕する家内奴隸に類する

關係によつて、又そりでないものは、客即ち當時の社會に一般に見られる擬制的家族の關係によつて編入せられていることに注意し、當時に於いては、血縁的集團は、社會的生活基礎を失墜して自己の血縁的集團から放擲されたもの、及び社會的に下層身分にあるもの、等の非血縁者を家内奴隸のおよび擬制家族的な關係に於いて統合することにより、一つの強大な生活集團を構成しており、これを漢代の豪族の構造を示すものに他ならないとされた。

氏は更に牧野巽博士の研究を参照して、前漢封建諸侯の相續法は、宗法の支配下にある周代のそれと異り、家の相續を本旨とするものではなくて、封爵による封祿の給付を本旨としており、換言すれば、その相續は當座的のものであつて、上からの大きな制約が加えられていることに注目し、そこに、血縁的集團の長としての漢代豪族の家父長が、その集團の中に擬制的家族として吸収された非血縁者に對して生活給付をす場合の制約と、同一性格のものを認め、且つ、漢の相續法の發生が戰國時代の秦或いは其の他の諸國に求めら

れるとする牧野博士の推論を敷衍して、秦が世祿の卿大夫以外に他國人を客卿として登用することによつて強大をなし、天下統一後もこれ等客卿が諸侯として存したことは、漢の勃興と客の關係に極めて類似しており、その點より、秦漢共にかゝる非血縁者を吸収した豪族集團の結合關係が、その帝室と諸侯の關係に擴大され、その封建的相續法に反映したものであると論ぜられた。

周知のように、マックス・ウェーバーは、前近代的社會に於ける支配の形態を、「家産制」という概念で表現している。即ち、原始共產體の分解によつて、分割地とそれに附屬した家屋・家族・家産・財産をもつた隸屬民 (Untertan) が生れ、共同體が分散して、そこに家長制 (Patriarchalismus) が生れる。家父長は、慣習 (Sitten) によつて家族隸屬民を庇護する。彼等は、その隸屬民を戰時には從卒として使用し、平時には分割地小作人 (Parzellensplitzen) として、賦役・租税・貢納を課し、動産と同様に移轉させ、又その財産を處理した。しかしこれ等家父長的君長の權力は、長い間の社會の發達の課程に於いて、

徐々に慣習として形成せられた傳統の力によるものであつて、従つて傳統によつて制限を受け、隸屬民に對する無限の搾取には發し得ない。そして家族構成員に占有させた土地が廣範圍に亘り、又家族構成員を長期間政治・軍事に従事させることによつて、家長と家族隸屬者との間には、利益の共同と共に權利の共同が生れる。即ち、家族構成員の家父長と同輩としての權利が形成される。それは法律 (Gesetze) ではなく、規約 (Statuten) を遵守することである。(例えば、ハドリヤヌス帝が帝室直轄地に對して發した "leges" や、中世の莊園法の如き) 即ち、彼等莊園隸屬者が參與して行われる莊園裁判の判決例がかゝる規約となるのであつて、それは家長及び家族共同體員を制約してきた傳統の延長である。斯かる私法の出現によつて純粹な家長制は粉砕せられ、これ迄のよりな同盟中の第一人者 (primus inter pares) としての家父長に代つて、領主 (Herr) と在地の臣下 (Grundholden) の關係に立つ、莊園制領主制 (Grundherrschaft) が生れる」とする (M. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, pp.

(23—684)。斯かる領主は、家長制に於ける首長が直接支配するのと異つて、支配する爲

の家産的な官僚が必要となる。しかし、近代の中央集權國家乃至はその前段階としての過渡的な絶對王制（ウェーバーは、之を中央集權的家産官僚制と規定す）の時代と異り領主乃至その上に立つ君主の權力弱く、従つてこれ等の官僚には、采邑（Lehen）を與えず、生活給付としての封祿（Pfründe）を與えるにとゞめ、彼等が行政權を握るのを抑制した。更に種々の手段で領内巡視・人質を取ること・近親者 Verschwägerung の

任命等）によつて、これが豫防をなした。就中、好んで用いられたのは、君主に隷屬せる者（von Herrn abhängige Hörige）又は無産者（unbemittelte Pfürnder）を用いて行り密偵、及び特別に任命した監察官による計画的監視、及びこれら官僚に、全く君主の意の如くなる層の者、就中外國人（Linder）を用ひることである。例えば、アツバス朝のマホメットの子孫に對する監視、クウラヂウス帝が、氏族共同體の遺制である元老院の貴族を脅迫する爲に、帝室に從屬せる解放奴隸（freigelassene Klientel）を元老

院に入れ込ませた如きは、その一例である。（JL Weber, *ibid.* pp.704—705.）

即ち、家父長的な共同體の崩壞の後、現われる家産制の國家には、未だ共同體（中國でいう宗族制）の遺制が濃厚に残存しているのであるが、その際、その國家の君主乃至はその下の領主（中國でいう豪族）が、その支配の爲に血族者を用ひ、又意の如くなる非血縁者たる解放奴隸や外國人や遊民の徒を用ひるのは、必ずしも中國人に限つたものでない。

但し、ウェーバーの規定した上のような支配の型はあくまで歴史の動きから一應抽象した理想定型であつて、我々は一貫して發展する社會の歴史的な流れの内に於て、一見同じ類型に屬するように思われる各々の事象が、どのように社會の動きと結びつき、政治の動きに反映したかを探究することによつて、その歴史的價值を發見せねばならぬことはいふ迄もない。この意味で、西嶋氏の論文は、春秋戰國を通じて、共同體の崩壞と共に漸次形成せられ、秦漢時代に政治の表面に現われる豪族集團の性格を、漢帝國の成立という古代

社會の大きな變動期に於いて捉えたものとして注意すべき論文である。

しかしながら、漢の高祖をめぐる集團が、西嶋氏のいわれるように血縁者を中心として之に非血縁者を家内奴隸乃至擬制家族的な關係に於て統合した一大生活集團であると規定する爲には、先ず、當時の豪族集團内部の構成員の身分的・經濟的は結びつきが明かにされねばならない。即ち、家長としての劉邦に對する彼等の關係は、同輩としてのゲノツセンヤフト的な關係、換言すれば、primogenitales としての劉氏に對する同族的な身分關係であつたか、乃至は、領主的な dominus に對する隷屬關係であつたか。又經濟的には、一大生活集團としての共同體内部に於ける土地占有關係はどうであつたか。換言すれば、それ等の家内奴隸的なものゝ土地に對する關係は分割地の占有か、共有地外の所有か等、が明かにされねばならない。それでなければこの共同體的な一大生活集團が、中國社會の發展の歴史的な流れに於いて占める地位が明瞭に把握出来ず、漢の高祖と功臣の結びつきも、ウェーバーの掲げた多くの他の類型の一

つとして偶然的な結びつきにすぎなくなるからである。

しかし、中國の古代史研究の出発点ともいへば漢帝國の性格を新しい角度から分析し多くの問題を提起したこの論文の價值は高く評價されてよいであらう。

次に、西嶋氏は「漢代の土地所有制——特に名田と占田について——」(史學雜誌五八)

を公にされ、漢代の豪族集團の物的基礎をなす大土地所有が名田と呼ばれ、それが後漢時代に占田と改稱されたこと、それは、「土地を隱度帖寫して官に申告し(占)」「自己の所有なることを官に認識せしめた(名)」土地であつて、その所有を認識せられると共に田租の納付の負擔が課せられたこと、その所有及び田租納付の主體は、名籍に記載された家長であつて、換言すれば、家長の獨占的土地所有であること、このような家父長的土地所有型態は、加藤常賢博士の論證されたように、宗族型態に於ける兄弟終身共住共財制の如き氏族共同體的遺制の強い土地所有型態から、商鞅の變法自置策となつたよりな三族制即ち、家父長的土地所有型態への移行に相應

し、名田という名稱で呼ばれる土地所有型態の發生は、この家父的土地所有型態の發生に比定すべきであること、漢代には豪族彈壓の爲に、その物的基礎である大土地所有即ち名田の制限が行われたが、名田とは、豪族的集團の構成員が、その集團の一員であるという條件によつて占有する共同的所有地ではなく、豪族的集團の族的結合の基幹である各同族家長が各自に所有する土地の名稱であり、従つて漢代豪族は同一豪族内に於いて同族でありながら、貧富の差別が強く存在していたこと、名田として官に識認せられると共に田租納付の負擔が課せられたといふことは、その所有者としての豪族的集團が國家權力に服従していたことを了解せしめること。等を論ぜられた。

本論文の骨子を成す「名田」及び「占田」の意味内容並びにその所有權の主體が家長であることは、西嶋氏の綿密な考證によつて明かとなつた。又後代の晋の武帝の戸調式に現われる占田との繋りも與えられ、注目すべき勞作である。

漢代豪族的集團の内部に於いては、既に各

同族家長が夫々所有地を有し、従つて貧富の差別が強く存在していたことを論じておられるが(その論證は別に發表される)この點、日本史の古代史家による氏族共同體的崩壞に次いで現われる世帯共同體に、周代の小宗組織を、又世帯共同體より分立した家族共同體に、秦漢の豪族集團を比定せられたものよりである。

しかし、豪族集團の内部に於ける名田の所有者が共同體を構成する各同族家長であることが明瞭になつても、なおその家長の下にあつて直接に生産に従事しているもの、具體的な形態が解明されなければならぬ。即ち、西嶋氏の前掲論文によれば、漢代の豪族集團は、家父長的血族集團を中心として、非血族者を家内奴隸乃至擬制家族の形で吸収した一大生活集團であり、本論文によると、その豪族集團を構成する各同族家族の家長が名田の獨占所有者であることが知られる。従つて豪族集團に吸収されたこれ等の隸屬的な非血族者のこれ等の血縁的同族家長に對する關係が問題として残る。即ち、容口に類する關係で所屬したのか、奴婢の形で隸屬した

のか、獨立經營者として貢賦の義務を負つて  
 屬したのか。それによつて、更に國家との關  
 係を通して之等の豪族集團の性格が明かとな  
 るからである。

次に漢代の共同體即ち豪族集團が、内に階  
 級分化をもち、隸民を所有し、共有地でない  
 所有地を各家長が所有しているときは、尙お  
 血縁的なものを濃厚に持ちながらも、村落を  
 中心とした地縁的なものを持つてゐるわけ  
 であり、そこに封鎖的な村落共同體の問題が、  
 共同體内部の農業と手工業の分化の問題と絡  
 んで生じてくる。牧野巽博士の「中國の古  
 代家族は經濟的自給自足體に非ず」(社會  
 科學評論5)は、戰國時代より漢代に至る間を中  
 心にして、農家に於てすら衣料品を始め各種  
 手工業品を自給自足したのでなく、高價に交  
 易・購入していたこと、商業の盛んになると  
 共に、集中的大量生産が行われ、分業が行わ  
 れ、大量の貨幣が蓄積せられ、流通していた  
 ことを論ぜられた。當時既に村落共同體の封  
 鎖的な自給自足經濟が存せず、流通面を通し  
 て開放的であつたことが推される。

次に、周藤吉之氏は、永年に亙る中國土地

問題の研究の豊富な成果を利用して、嘗て發  
 表された「宋元時代の佃戸について」を更に  
 發展させて、「宋代の佃戸制——奴隸耕作  
 に於て——」(歴史學研究)との關聯  
 について(一四三號)を公にせられた。中  
 心は南宋に置かれ、宋會要稿・要錄などの根  
 本史料はもとより、稀觀の南宋人の文集類、  
 更に金石・法律關係の史料を涉獵され、この  
 困難な中國社會史の問題に取組まれた。

我々が、身分社會として特徴づけられる西  
 洋中世の社會に行われた莊園法を通して當時  
 の莊園隸屬者に關する詳細な身分法上の規定  
 を讀み、轉じて東洋の前近代社會に於ける同  
 種の直接生産者に眼を轉ずるとき、餘りにも  
 その身分に關する規定の簡單であるのに奇異  
 の念を懷くであらう。小島祐馬博士は、中國  
 に於いては行政法典が非帝に古くから完備し  
 ているのに對して、その分化が行われず、禮  
 制の形で未分化の儘に包攝せられてきたこと  
 を述べられたが、「古代支那研究」四五—  
 五頁)ローマ法に發する西洋流の嚴密な意味  
 での身分法が東洋社會に生れなかつたこと  
 は、共同體・奴隸制の問題とも絡み、アジャ  
 の中世社會を考える上極めて重要な視點を提

供する。従つて、單に身分法の上から奴隸・  
 農奴・小作人という西洋流の理想定型を以て  
 之に當嵌めてその身分を規定しようとする  
 と、その何れにも屬し、何れとも解釋される  
 屬性をもつことは自然である。且つ、西洋社  
 會經濟史家のいふ右の各範疇も、あくまで一  
 應抽象化された理想概念であつて、その具體  
 的な内容は絶えず變化しておつて、政治社會  
 の動きと密接に結びつてゐるのであるから  
 佃戸制の如きも、當時の社會全體の構造・發  
 展と關聯して、絶えず上部構造を通して、凡  
 ゆる角度から全般的に考察すべきであること  
 言を要しない。

周藤氏の結論は、前述の石母田氏のそれと  
 同様であるが、最後に、「宋代では一般農民  
 の佃戸となるものがあると共に、奴隸が佃僕  
 となり、佃僕が佃戸へ移り、或は奴僕又は佃  
 僕が地客に移つて行くこともあつたようであ  
 つて、やはり宋代の頃から奴隸耕作はだんだ  
 ん佃戸の耕作に移つて行つたものゝように思  
 われる」と結論し、宋代に於ける直接生産者  
 の身分的向上を認め、そこに中國社會の大き  
 な週期を認められているよりである。



西洋社會のように明確な發展段階が見られない中國に於いても、やはり徐々に社會の下部構造にも向上と發展が見られることをこの論文は示している。

回教徒の征服により、*dhivan* を中心とした古い傳統をもつ西アジアの共同體が崩壊し、又、回教徒の侵入によつて、印度の共同體が破壊されて *Zamindari* 制に再編成され夫々奴隸的身分的向上が、ほど中國の佃戶制の發展と併行して見られることは、右の事實を思い合すとき興味深い。

周藤氏は更に、「宋代莊園の管理——特に幹人について——」(東洋學報)を發表され、莊園の管理人として北宋の勾當人に對して、南宋に幹人又は幹僕というものがあり、保甲法が莊園内に取入れられて、甲頭が莊園内の租米徴收に當るようになる、幹人が更に之を督促し、その租米の一部を政府に納め、一部を自己の報酬とし、甲頭にも食糧を支給し、その餘を莊園内に貯藏し、或は主家に運び、或は市場に運送して金錢と交換した。更に當時官僚は原則上官田を佃種出來なかつたので、幹人をして官田を佃種させてそ

の利益を収めた。幹人の身分には種々あつて一般に地位は低かつたが、田地を有するもの、更にその下に更に幹人を使つて田地を管理させるもの、商業に従事するもの等があつた、こと等を實證された。我々は、周藤氏の研究によつて、幹人又は幹僕が莊園の租米の徴收に當つたところの莊園主の私的な職員であつて、概してその地位が低く、奴僕出身の者も多かつたことを知る。周藤氏も恐らく西洋の古代末期に於ける莊園領主直轄地に於ける奴隸監督 (*villains*) 乃至は中世に於ける農奴農場主の自家經營地に於ける管理人たる莊園領主 (*Manor, Kothey*) 乃至は莊園領主の經營地に於ける管理人たる不自由騎士 (*Chin-servant*) を頭に置いておられるものよりである。これ等の管理人は、奴隸乃至農民出身の非自由民 (*Peasants*) であつて、莊園の身分的に向上したミニステリアルに至つて、始めて獨立して莊園を占有し、莊園よりの收益を私有し、農民に賦役を課し、直營農圃を經營したのであつて、これ等三種の莊園監理人相互間には自ら身分的に向上が認められる。莊園經營に於いて、領主の直營地の場合に

は、之を經營する爲に賦役が莊園管理人の重要な職掌となる。宋末には、地客の田主に對する勞役の負擔は官司の差撥 (差役) より甚しかつたといわれている。開田・埒田等による南宋大土地所有の著しい進展と共に、官戶が幹人と結んで農民の田地を掠奪し、或は典買せられた田地を奪ひ、又は墾田による等の方法でその土地を廣占して行つたのであるから、必ずや農民の土地と混在するわけであり、従つて村落自治體的な規則を受けたであらう。そして、幹人の具體的な地位は、當時の官戶による直營地と、一般佃戶への小作地の關係を明かにすることにより更に一層明かになるのではなからうか。

又、日野開三郎氏は、「宋代稻作貸給種及布種畝額考」(史淵)を發表された。南宋時代の夥しい流民客戶に對する版業政策、金との國境地帯の荒蕪化による官莊の設置と屯田政策に關聯して、これ等徒手の窮民に小作を行わせる爲には、種子・住屋・糧食・牛力・農具・什器・錢その他一切の農耕生活必需品を準備する必要があつた。當時の實際布種畝額は大概六升程度であつたと推測

される。しかるに地主より耕作者に貸給する種子の基準額も此れを大きく超えて一斗又は一斗五升の二通りが慣例的に並び行われていた。これは民田の慣例として生成傳承せられ、官田にも取入れられたものと推測される。

そして貸給種基準額が實際布種額を大きく超えていた理由としては、豪民・官吏の搾取手段として此の貸給種が利用せられつゝあつたことを論ぜられた。

次に、中國の封建制に關する諸論が公にせられた。封建制の概念は、普通、獨英佛等の法制史家の法則史的解釋による、主として上部構造の規定が、常識的に用いられているが、近世資本主義社會に對して、超克せらるべきものとしての廣義の封建制の考察は、近代化の問題と絡んで、社會構成史的に、下部構造の分析に重點が置かれる。周藤氏の扱われた佃戸の地位の究明の如きはその一例である。又尾崎庄太郎氏は、「中國農村社會の近代化過程」(社會構成系)に於いて、太平天國より辛亥革命を経て現今の人民革命に至る、市民革命と社會主義革命を兼ねた近代化の過程に於いて、克服せられる舊中國社會

の近代化を妨げるもの、反革命的なるものをすべて、封建制とし、その崩壞過程を概観しておられる。

他方、中國人の古來使用している封建制度は、周の封建制度であつて、以後歷朝封建の事實はあるが、その實體はもとより西洋中世の封建制度の概念とも、前近代社會としての封建制の概念とも異なる。全く出發點の異つた三つの概念を結びつけよとして、矛盾と混亂が生ずる。マックス・ウェーバーは、西洋封建社會も、停滯性によつて表現される前近代的アジア社會をも包攝した前資本主義社會を表すに、家産制 (Patrimonialismus) なる概念を用い、封建制 (Feudalismus) をその一類型とした。生涯の大半を中國に送り、彼の地に客死した中江丑吉氏の遺著が、「中國古代政治思想」として出版せられた。氏は本書に收められた「中國の封建制度に就いて」という論文で、ウェーバーの封建制度の規定を始め、廣く歐人の諸説を論じておられる。氏の諸論文は、周代の封建制度を中心に、更にその前の時代に溯り、下つて漢に及ぶもので、政治思想に重點が置かれ

ており、従つて、右の論文でも、周の宗族的封建制度が成立せしめたのは、主族國家であり、之に對して、漢以後の國家は、もはや主族國家ではなく、皇帝を主權者とした絶対專制の君主國家であつて、地方分權的な封建制度は、遂に現われなかつた。とされ、その原因を經濟社會の權威がアジア的であることに置く。アジア社會の分析はこゝにも見られぬ。周代封建制度の歴史上に於ける正しい位置づけは、中國史全體の發展系列を把握した上でなされねばならない。

宮崎市定教授は、「中國上代は封建制か都市國家か」(史林三)なる一論文を發表せられ、普通中國史書によつて封建制度の時代として知られる中國上代を、廣く世界史の發展より概観して、都市國家の時代として規定せられた。即ち、中國上代に封建制度が行われたことは事實であるが、それは甚しく宗族制度によつて歪められたものであり、また封建された國家は、都市を中心としておつて、その都市の市民に自立の念が強いいため、その本國から分離獨立しようといふ傾向が強い。都市は概ね城郭を有し、恰もギリシャの

都市國家のよりな外貌を呈し、市民は氏族の集團によつて構成されており、都市に屬する耕地は氏族を單位に分配せられ、勞働者としての庶民は、姓氏を有する市民と區別されたが、都市の發展と共にこの區別が解消され、後には姓が消滅して氏ばかりとなつたことを論じ、これら都市を中心に國家連合を形成して、有力者を覇者に仰いで對立抗争する内に、弱小國は次に政治的自立性を失ひ、戰國時代の領土國家、更に秦漢の大帝國へ移行する途を開いた。春秋時代は世界史の體系の中の一環として、封建制の時代とするよりも、都市國家の時代として把握する方が適切である。とされた。

本論文の基礎となつた考證は、嘗て發表された「古代支那賦稅制度」(史林一八ノ二・三・四)及び「支那城郭の起原異說」(歴史と地理)に於てなされており、古代史を扱う場合に最も留意すべき、史料の選擇と、零細な史料を補う確乎とした歴史觀が、教授の優れた著眼點と相俟つて、これ等の卓拔な論文を生み出したといへべきであらう。そして、かゝる世界史の一環としての中國上代の位置づけは、西洋古

典古代に關する豊富な知識とアジア史全般に亙る廣い視野が具つて始めて可能であつたのであり、教授が本論文の結末に於て、中國上代の封建制は、ギリシャ・ローマの都市國家のみでなく、地中海岸からメソポタミヤにかけて存した更に古い形の都市國家と、またギリシャの都市國家の近くに形成されたマケドニアの封建國家のよりな、もつとも古い時代の、ヨーロッパでは未發達に終つた古代の封建制度と比較研究すべきであらうとしておられるのは、恐らく正しいであらう。

下つて、明・清時代の社會經濟史的研究としては、西嶋定生氏の明末清初の松江府綿業の生産流通過程を分析した諸勞作と北村敬直氏の清代土地關係の諸論文がある。

西嶋氏の勞作については、既に波多野善大氏の紹介と批評があり、(歴史學研究)阿片戰爭を契機とするヨーロッパ資本主義進入以前の中國農村工業の構造が、棉業を通じて窺われ、それによつて、以後の中國近代化の課程を考察する有力な一據點が與えられたこと、當時の中國農村工業が、普通アジア的農村工業の特徴として提唱されているような、

商業資本の支配を受けることのない自給自足的な家内工業の段階にあるのではないことが明かにされたこと、などの點でその功績は大い。西嶋氏の棉業に關する五つの論文の内、「支那初期棉業の成立とその構造」(オリエンタ)がその中核を成し、「十六・七世紀を中心と

する中國農村工業の考察」(歴史學研究)が、その總括をなしている。即ち、揚子江を境として、北では原料としての木棉の栽培は盛んであるが、之を紡織する技術に欠け、南ではその逆であり、この兩條件を具備した長江下流デルタに松江府を中心にして、明代に棉業が發展した。南宋以來生産力の増大したこの地方の田土を國家が公田として收買し、有力な財源として高額の稅額を課した爲、極度に零細化し貧窮化した直接生産者たる佃戶は、農家の副業として棉業を取上げた。明の

宣德八年、棉布の折納が許され、更に再轉して銀納になるに至つて、農村工業の生産品たる棉布は商品化し、外來商人により全國に販出された。斯く純粹な商品生産となつても、零細小農の過重な田賦の辨納の爲の農村副業である以上、この商品農産物の儘で(この點波

多野氏は農民が棉花賣却の代金で米を購入して納入したのではないかとしている。地主に渡し、その利潤を納め得ず、又廣般な市場を客體とする結果、商業資本の強い支配を受け、外來の布容との間に立つ仲買問屋たる布莊に依存した。布莊は、前貸制度によつて生産者に信用を授與し、生産の義務を課すると共に、その生産物の收納に保證を與えるよりは、小規模な再生産を短期間に繰返すを餘儀なくされているこれ等農村副業者を、悲慘な状態に放置することによつて、値段をはたいて買上げる方を有利とした點に、前貸制度の生れなかつた原因が考えられる。そして、中央の必要とする高級棉布は、都市の機戸より上納せられ、その收買の費用は農村の個戸より徴收棉布の相當額に折色せられた銀であつた。斯くの如く、土地制度の強壓・中央よりの收奪・商業資本の支配下にある零細過小農の農家副業が、當時の中國農村工業の姿であつた。

中國に於いては史料に極めて乏しいこの方面の研究に關して、地志・隨筆・實錄・會典・農書などを涉獵され、その具體的な研明に拂われた西嶋氏の努力に對して敬意を表した

い。北村氏の論文は「明末清初における地主」(一四〇號)と、「清代における租稅改革(地丁併徵)」(社會經濟史學)及「清代の械鬪」(史林三)の三つである。

氏は第一の論文は於いて、當時に於ける土地の商品化・土地への投資・商品經濟に捲き込まれた地主(多く郷居地主としての士大夫層)の傭工を用いての農産物の商品化、農村に於ける階級分化などを取扱い、第二の論文に於て、清代の重要な稅制改革である地丁併徵と、當時に於ける社會層の激しい分化即ち土地集中の關係を論じられる。即ち、次第に窮乏して行く農民の夥しい土地賣却の反面、之を買集めて土地を集中して行く富戸の存在、その際地賦は一應賣買によつて新しい所有者に移るが、丁銀は土地賣却と關係なく無地の貧民に残り、彼等を愈々貧窮化せしめ、丁銀の缺額を増大せしむる状態を來す。これが對策として、丁銀を田地に加派する地丁併徵が行われた。そして、商業資本が土地に投資されている事により商人をも課稅の對象として捉え得たと論ぜられる。第三の論文は、福建・廣東の械鬪と貨幣經濟の影響、又同族

集團内部の分解と對外的團結を考えられた。

又、岩見宏氏は、「明の嘉靖前後に於ける賦役改革について」(東洋史研究)を發表し、明史食貨志その他に名稱のみ見えて具體的な内容の不明であつた綱銀法・十段冊冊法・徵一法などの一條鞭法に先行する賦役改革の内容に關して、精緻な基礎研究を進められ、一條鞭法に論及せられている。兎角、結論を急ぎ、合理的に割切ることを以て了れりとする傾向が、時として學界に認められる現狀にあつて、氏の着實な基礎研究は高く評價さるべきであらう。

次に、現代中國に關する論者として、橋樸氏の遺著「中國革命史論」がある。本書の紹介と適切な批判は、既に、里井彦七郎氏によつてなされている(史林三)里井氏も指摘されたように、氏の所論には今日より見て多くの誤謬が認められる。しかも尙お著者の中國社會に對する深い洞察が處々に認められる。我々は、一の必然的な方向に向う歴史の流れが決して單純な過程を辿らず、如何に偶然的な契機(それを我々は一の必然として歴史的な價值を賦與せねばならぬ)によつて歪

められつゝ具體化せられ、しかも反措定を繰返して一の必然を創造するかを本書から教えられるであらう。そして、必然の目標は一つであつても、それに達する具體的な道は極めて多岐であり、實験の立場に立ちつゝも尙お同時に客觀的な現實の分析を怠つてはならぬことを知るであらう。

次に、文化史方面の論著として、待望久しかつた、内藤湖南博士の遺著「支那史學史」が、令息乾吉氏と神田喜一郎教授の非常な努力によつて出版された。本書は、「支那上古史」と共に、先生が晩年尤も心血を注がれたもので、生前、自ら加筆して、原稿の作製を期しておられたという。本書の詳細な書評は、先生の指教を受けられ、よき後繼者の一人であつた岡崎文夫博士によつて既になされている（史學雜誌）。歴大な中國の史書を、中國人の史學思想を通して、見事に體系づけられた内藤博士の非凡な業績であり、書誌學・目錄學に對する造詣の深い先生にして始めて可能であつたことはいふ迄もない。この書の待望せられたこと自身が、とりも直さず、中國の學問の未開拓の一面を示すものといえ

るであらうし、今後の研究者が受ける便宜け測り得ないであらう。

島田虔次氏は、經學に關する深い教養と鋭い歴史家の直觀を以て、一貫した陽明學の究明に沈潜せられてきたが、その結晶として「中國に於ける近代思想の挫折」を公刊された。氏の出發點は、「禮教的」として規定せられる舊中國に於ける精神に對して、宋代に於ける個人理性の獨立・自律化に、西洋のそれに比すべき近代精神を認め、それを産み出した士大夫讀書人の存在性格を把握する事に在る。そして儒家思想の極限としての陽明心學を取上げ、そこに宋の陸象山の熱情的な追隨者を見出し、宋の近代精神の自己主張の運動として、明の心學運動を捉え、その心學運動の最後の巨頭として李卓吾を見出す。

そして、陽明學の中心課題は、愚夫俗子もその眞性が靈妙で、聖人に至り得るとの確信であつたが、斯かる普遍的な人間理念の追求が庶民から出たのではなく、庶民を絶えずその階級の内にとり入れながら、しかも一度その内に入るや庶民的なものを否定するところの士大夫の内より出たところに、中國に於ける

近代思想の挫折があり、陽明心學の積流があつたとされる。それは、士大夫階級のもつ内的矛盾であり、中國に近世的ブルジョワジーの生れ得なかつた理由でもあつた。

即ち、物力の己むことのない進展の結果、然も元代のよりな獨特の時代を經過して、庶民的なものが社會全面に浸潤してくるが、彼等庶民は、新興階級として社會の新しい擔ひ手としての自己を自覺することなく、唯、士大夫文化への追従者として現われた。従つて、士大夫階級にとつては、外的なものであり、虚偽である「俗」なるものとして映じたのであり、士大夫理念が混迷の極に達した嘉靖萬曆の文化關照の時代に至り、心學者の最尖銳分子が求めたものは、眞人であり眞情であつたのであつて、假なるもの、俗なるもの、因習的なものを絶對的に否定し、文雅の純粹を守らんとした。しかも頼るべき傳統は無力化している。そこに彼等は、傳統に對する異端として、神聖なるものを嘲笑し、儒教倫理に反逆した。即ち、絶えず庶民分子を構成員に吸收し、その面で開放的であるが、他面教養の獨占者として閉鎖的な、士大夫階級の内的

矛盾が、世運の昇平と物力の豊裕に會して蔽い難く露呈したものが心學の横流であり、その頂點に立つものが李卓吾であるとされる。

舊中國に遂に眞の意味のブルジョワジーの現われなかつたことと相表裏して、士大夫階級の中國的性格が思想的に鋭く究明され、明代のもつ時代的性格が窮られる、特異の勞作である。

宮崎市定教授は、岩波新書の一冊として、「雍正帝——中國の獨裁君主——」を出された。副題の示す如く、中國の代表的な、そして最後の最も徹底した獨裁君主として雍正帝をとり上げ、そこに中國の個性的な獨裁君主の實體を描き出さんとしたものである。書物の性格上、極めて平易に且つ興味深く書かれているが、教授の清朝史に關する深い研鑽の一端が獨特の筆致で述べられ、所々に鋭い比喩が閃いている。本書の紹介は別に岩見宏氏によつてなされる筈であるから省略したい。

同じ中國の獨裁君主としての秦の始皇帝の指導理念——それは東洋的デスポットとして萬民に超絶するを要し、超宇宙的な五行説に基いた——を論じた森鹿三教授の「唯水史

觀」(史林三)(二ノ二)があり、氏の經典に關する深い教養の一端が窺える。

尙お、中國關係の優れた論文・著書が數多く發表され、就中、重澤俊郎教授の一連の論著、清水盛光教授の中國族産制及び協業の論著、牧野巽博士の宗族研究の著書、曾我部靜雄教授の貨幣交流史の研究等、學界動向を示す顯著なものであるが、既に、史學雜誌の五十九編五號に「一九四九年の歴史學界」として漏れなく網羅されており、紹介も加えられているのもあるので、重複を避ける意味と紙數の關係で省略したい。切に寛恕を乞う次第である。唯、之迄東方文化學院京都研究所の研究發表機關であつた「東方學報」(京都)が、同研究所の京都大學への合併によつて、京都大學人文科學研究所より、舊名の儘で、且つ舊のままの裝幀で相繼いで二冊發行されたことは、編輯者の努力も察せられ、喜ばしいことである。東洋史關係の論文としては、

第十七冊に塚本善隆博士の「羅教の成立と流傳について」及び、日比野丈夫氏の「新唐書地理志の土貢について」又第十八冊には、清水盛光教授の「中國鄉村の治水

灌溉に現はれたる通力合作の形式」塚本善隆博士の「北周の慶佛に就いて(下)」宮川尙志氏の「魏・西晉の中正制度」小畑龍雄氏の「浙江海鹽縣の里甲」などの精緻な諸論文が納められてゐる。

最後に、中國以外のアジア諸地域に關するものを簡單に瞥見して見たい。

滿洲史に關しては、島山喜一氏の著書「失はれたる王國——渤海國小史——」があり、滿鮮史に半生を捧げられた氏の權威ある入門書である。又、先年の實地踏査に聯關して近年頻りに滿洲史の論文を發表される日野開三郎氏の「粟末靺鞨の對外關係(高句麗滅亡以前)」(史淵)がある。氏の今後のこの方面への發展を期待したい。遼代に關するものとして、島田正二郎氏の「遼代の絹織物業」(史學雜誌)がある。北方史の内最もよく開拓されたこの分野で更に發展せしめられるべき一面であらう。しかし絹織物の如き一面交易の對象となるべきもの、考察には、內的な發展の契機と共に、外的なそれを比較的重視せねばならぬ。マルカルトも注意しているように、遼の文化的な發展に關して西方

イスラム文化圏の影響は輕視出来ない。北支那を領有して中國の一王朝となつた以上、元より中國の原料・機構により生産は行われたに違いないが、中亞のイスラム化と關聯して、經濟的に大きな影響を受けていたことは想像に難くない。尙お、別に同氏の「契丹の祭祀」(民族學研究)なる論致がある。

ウイットフオーゲルの新著「History of Chinese Sienkiy, Lina (907—1125)」の「總敘」に述べられた征服王朝理論を紹介された、田村實造教授の「アメリカにおける東洋史學研究の一動向」ウイットフオーゲル「中國征服王朝理論」(史林三)がある。今後の北方史の研究に重要な一支點を與ふるものといへよう。又匈奴の社會構成を論じた護雅夫氏の「匈奴の國家」(史學雜誌)という注目すべき力作がある。中亞史に關しては、樺一雄氏の「訖薩朝の西域調査とその成果」特に西域同文(史學雜誌)がまつて、基礎的研究として價值高いものである。この外、羽田明氏「西寧と多巴」(東洋史研究)や伊藤仙太郎氏「西突厥起源考」(護雅夫氏「古代テュルク人に於ける狼頭の神」(民族學研究)などがある。

西亞史關係では、田坂與道氏「常德西侯記及び瀛涯勝覽に見えるメツカの一習俗について」(オリエンタ)があり、中國回教社會を扱つた岩村忠氏の「中國回教社會の構造」(社會構成史大系)及び佐江透氏の「中國ムスリムの宗教的生活」(民族學研究)がある。

尙お、西藏史に關して、佐藤長氏の「古代西藏文化の一考察」(歴史學)「唐蕃會盟碑の研究」(東洋史研究)及び「西藏文獻の史料價値」(上)——吐蕃王統編を——(東洋史研究)の三編がある。經典を史料として使用することの如何に困難であるか、又未開拓の研究分野を開拓することの如何に勞多きものかを知り、氏のためまね併籍に敬意を表したい。

同じ性格の史料を古代史研究に於いて取扱わねばならぬ印度史については、中村元博士の「インドにおける都市國家と政治思想」(史學雜誌五九)なる貴重な論文がある。印度史を研究する上に、安心して使用出来る史料が存し、稍々詳細に當時の社會が分るのは、西紀五・六世紀のグプタ朝邊りからであつて、それ以前の社會を知らしめるものは、ギ

リシヤ・ローマ人の旅行記・航海記及び古代印度の法律書等であるが、この外に多くの佛教その他の經典があり、これは二次的の史料でそのまゝでは使用出来ないが、之を總括的にまとめると當時の社會を知る上に貴重な參考文獻となる。しかも語學に練達したに非ざれば不可能である。この意味で、右の中村氏の論文は、我々を益すること極めて大きい。東南アジア史に關しては山本達郎氏「越史略と大越史記」(東洋學報)藤原利一郎氏「廣南王阮氏と善橋」(東洋史研究)梅原末治氏「北部佛印の青銅器時代に就いて」(史林三)伊東隆夫氏「フランスと印度支那半島との交渉の側面的考察」(巴里公教外國宣教會の性格について)——(廣島文理大「東洋」)野野巽氏「南詔・大理國家の言語」(民族學研究)「南詔・大理の遺民」(上)——(東洋學報)などがある。

又、別技篤彦氏「モゴロパイト王國とジヤバ統治政策」(經濟學雜誌)杉本直治郎氏「御手洗勝兩氏」(中國に影響を及ぼせるヒルマ戲樂)第一集)及び小林直正氏「東南アジア社會の「類型」(社會構成)がある。

(佐藤圭四郎)